

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

# 第9期 尼崎市分別収集計画

(令和2年度～令和6年度)

尼 崎 市

# 尼崎市分別収集計画（第9期）

## 1 計画策定の意義

環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会を構築するには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた従来の社会経済構造やライフスタイルを見直す必要がある。そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、協力関係を強化し、ごみの減量・分別・リサイクルに取り組むことが重要である。

当計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という）に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、容器包装廃棄物を資源として有効利用することによってごみの減量化を図ることを目的とした具体的な方策を明らかにするとともに、これらを公表し、すべての関係者が協力して取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

当計画を実施するにあたっての基本的な方向性は以下のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物のリデュースを最優先し、次にリユース、リサイクルを行った後、熱回収など適正な中間処理を行うことによって持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- (2) 環境負荷を可能な限り低減するとともに、経済的かつ効果的な収集・運搬・処理体制の構築を図る。
- (3) 市民、事業者、行政の役割と責任を明確にし、それぞれの「協働」によるごみの減量・分別・リサイクルに取り組む。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

当計画は、容器包装廃棄物のうち、「スチール製容器（スチール缶）」、「アルミ製容器（アルミ缶）」、「ガラス製容器（無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他のガラスびん）」、「飲料用紙製容器（飲料用紙パック）」、「段ボール」、「その他紙製容器包装」、「ペットボトル」及び「その他プラスチック製容器包装」の10品目を対象とする。

なお、「その他プラスチック製容器包装」については、店頭回収で収集されるもののみを分別収集の対象とし、市の定期収集によって燃やすごみ中に併せて収集されるものに関しては、焼却処理により、その際に発生する廃熱を回収して発電等に利用するサーマルリサイクルを行う。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	22,750.7 t	22,919.2 t	23,075.9 t	23,222.3 t	23,360.0 t

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

- (1) 市報、ホームページやスマートフォンアプリ等の広報媒体や様々なイベントを通じ、ごみの減量・分別・リサイクルに関する情報を積極的に提供する。

- (2) 地域におけるごみ減量のリーダー的役割を担う「さわやか指導員」と連携して、ごみの減量・分別・リサイクルの推進に向けた啓発の充実に取り組む。
- (3) 地域における資源集団回収運動を奨励するとともに、回収量をさらに増加させるため、新築マンションの管理組合等へ参画を呼びかけ、活動団体数の増加を図る。
- (4) 「市政出前講座（ごみ教室）」、「生ごみ堆肥化講習会」、「リサイクル施設見学会」等を実施し、市民に対してごみの減量・分別・リサイクルについての啓発活動を行う。
- (5) 主に小学4年生を対象に「子どもごみマイスター制度」（小学生向けのごみ出前教室）を実施し、児童の環境保全に対する意識の醸成を行う。
- (6) 事業者との「レジ袋削減等に関する環境協定」を通じマイバック運動等のレジ袋削減に向けた取組を実施する。
- (7) 市民団体による牛乳パック等のリサイクル活動に対しての支援を行う。
- (8) 県と連携して、紙パック、白色トレイ、ペットボトル等の店頭回収促進に向けた啓発を行う。
- (9) 事業系のびん、缶、ペットボトルの分別及びリサイクルの徹底について指導・啓発を行う。
- (10) 各種イベントで発生するごみの減量・リサイクルの推進に関する情報を提供する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び該当容器廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他）	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙類 （飲料用紙パック、段ボールを除く。）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

容器包装廃棄物項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
スチール製容器 (t)	行政回収	411.5	400.9	391.4	382.9	375.2	
	集団回収	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	
	店頭回収	5.6	5.4	5.3	5.2	5.1	
	小計	421.4	410.5	400.9	392.2	384.4	
アルミ製容器 (t)	行政回収	125.4	126.8	128.1	129.3	130.4	
	集団回収	182.2	183.0	183.7	184.4	185.0	
	店頭回収	18.6	18.6	18.5	18.5	18.5	
	小計	326.1	328.3	330.3	332.2	333.9	
無色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	819.8	806.4	793.3	780.5	767.9	
	独自処理量	行政回収					
		集団回収	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		店頭回収	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5
小計	821.4	808.0	794.9	782.0	769.4		
茶色 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	603.9	594.1	584.4	575.0	565.7	
	独自処理量	行政回収					
		集団回収	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		店頭回収	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
小計	605.1	595.2	585.6	576.1	566.8		
その他 ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量						
	独自処理量	行政回収	1,006.5	990.1	974.0	958.2	942.8
		集団回収	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		店頭回収	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
小計	1,008.5	992.0	975.9	960.1	944.7		
飲料用 紙パック容器 (t)	行政回収						
	集団回収	37.7	37.2	36.8	36.4	36.0	
	店頭回収	44.2	43.8	43.5	43.2	43.0	
	小計	81.9	81.1	80.3	79.6	79.0	
段ボール (t)	行政回収	2,061.1	2,093.6	2,123.7	2,151.7	2,177.9	
	集団回収	1,128.3	1,118.1	1,108.8	1,100.3	1,092.5	

	店頭回収						
	小計	3,189.4	3,211.7	3,232.5	3,252.0	3,270.5	
その他 紙製容器包装 (t)	指定法人引渡量						
	独自処 理量	行政回収	322.3	322.7	323.1	323.5	323.9
		集団回収	206.8	208.8	210.6	212.3	213.9
		店頭回収					
小計	529.1	531.6	533.8	535.9	537.8		
ペットボトル (t)	指定法人引渡量	1,235.0	1,286.3	1,335.0	1,381.4	1,425.7	
	独自処 理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	83.7	83.6	83.6	83.5	83.5
小計	1,318.7	1,369.9	1,418.6	1,464.9	1,509.2		
その他 プラスチック製 容器 (うち白色トレイ) (t)	指定法人引渡量						
	独自処 理量	行政回収					
		集団回収					
		店頭回収	63.1	62.8	62.5	62.2	61.9
小計	63.1	62.8	62.5	62.2	61.9		
分別基準適合物見込み値 合計 (t)		8,364.7	8,391.1	8,415.2	8,437.2	8,457.5	

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、容器包装廃棄物の排出量の見込み等を用いて、次に示すような方法で算出した。

$$\left( \begin{array}{c} \text{各特定分別基準} \\ \text{適合物等の量の見込み} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{各容器包装廃棄物の} \\ \text{排出量の見込み} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{H28～H30の} \\ \text{各分別収集率の平均} \end{array} \right)$$

なお、行政回収における各容器包装廃棄物の平成28年度から平成30年度までの分別収集率の平均は、以下の表のとおりである。集団回収及び店頭回収については、分別収集率を100%とした。

容器包装廃棄物項目	平均	容器包装廃棄物項目	平均
スチール製容器	75.4 %	その他ガラス製容器	98.8 %※
アルミ製容器	62.1 %	段ボール	79.3 %
無色ガラス製容器	98.8 %※	その他紙製容器包装	8.8 %
茶色ガラス製容器	98.9 %※	ペットボトル	65.6 %

※ ガラス製容器の分別収集率は、平成29年度の分別収集率の値を採用

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

市が実施する分別収集は、現行の収集方法及び体制によって行う。

なお、市民団体、スーパー等が自主回収している「缶」、「びん」、「飲料用紙パック」、「ペットボトル」及び「白色トレイ」、また、資源集団回収運動団体が回収を行っている「缶」、「びん」、「飲料用紙パック」、「段ボール」、及び「その他紙製容器包装」については、引き続き、これらの団体等に分別収集をお願いする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集運搬段階	選別・保管等段階
金属製容器	スチール	缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による定期収集（直営及び委託）</li> <li>集団回収</li> <li>スーパー等店頭回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市</li> <li>民間業者</li> </ul>
	アルミ			
ガラス製容器	無色	びん		
	茶色			
	その他			
紙製容器包装	飲料用パック	飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収</li> <li>市民団体による拠点回収</li> <li>スーパー等店頭回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者</li> </ul>
	段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による定期収集（古紙業者）</li> <li>集団回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者</li> </ul>
	その他	その他紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による定期収集（古紙業者）</li> <li>集団回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者</li> </ul>
プラスチック製容器包装	ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>市による定期収集（直営及び委託）</li> <li>スーパー等店頭回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市</li> <li>民間業者</li> </ul>
	白色トレイ	白色トレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー等店頭回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者</li> </ul>

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が収集する「缶」、「びん」及び「ペットボトル」については、本市の資源リサイクルセンターで選別、圧縮及び保管を行う。また、「紙類・衣類の日」に収集する「段ボール」及び「その他紙製容器包装」については、回収を行っている古紙業者の施設で保管する。

なお、市民団体、スーパー等が自主回収している「缶」、「びん」、「飲料用紙パック」、「ペットボトル」、及び「白色トレイ」については、市民団体等が自主ルートの拠点や店頭に専用の回収ボックスを設置し、回収したものはそれぞれの施設で、また、資源集団回収運動団体が回収を行っている「缶」、「びん」、「飲料用紙パック」、「段ボール」及び「その他紙製容器包装」については、回収業者の施設で保管する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋 専用回収ボックス	2t、3t、4t パッカー車	資源リサイクルセンター （選別、圧縮、保管）
アルミ製容器				集団回収・店頭回収分は 民間業者
無色のガラス製容器	びん			資源リサイクルセンター （選別、保管）
茶色のガラス製容器				集団回収・店頭回収分は 民間業者
その他のガラス製容器				民間業者
飲料用紙パック	飲料用紙パック	専用回収ボックス	特定しない	民間業者
段ボール	段ボール	なし （ひもで縛る等）	特定しない	民間業者
その他紙製容器包装	その他紙類	なし （ひもで縛る等）	特定しない	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	袋 専用回収ボックス	2t、3t、4t パッカー車	資源リサイクルセンター （選別、圧縮、保管）  店頭回収分は民間業者
白色トレイ	白色トレイ	専用回収ボックス	特定しない	民間業者

以 上